

会員処分の標準例・処分量定一覧

- 1) 会員が起こした倫理問題は「倫理問題の処理に関する規程」に則って処理され、その会員に処分が行われる場合は「会員の処分の種類に関する規程」で定められた処分が適用される。
- 2) 適用される処分の量定にあたっては下記の一覧表を基準とするが、これはあくまでも目安・標準例であり、絶対的なものではない。
- 3) 個々の事案に対する具体的な処分は、種々の情状、協会内外への影響等を総合的に勘案しながら、理事会の責任において検討し、決定することとする。

事 由			処分 不適用	処分量定			
				戒告	譴責	退会	除名
作業療法士の業務における犯罪及び不正行為	対象者に対する	傷害・致死					
		虐待(精神的な苦痛を与えるを含む)					
		わいせつ等行為					
		ハラスメント(パワハラ、セクハラなど)					
		業務怠慢、業務中の飲酒等の不適切行為					
		守秘義務違反					
		個人情報の不当利用					
		個人情報の不適切な取り扱い					
	学生・実習生に対する	傷害・致死					
		わいせつ等行為					
		ハラスメント(パワハラ、セクハラ、アカハラなど)					
		業務怠慢、業務中の飲酒等の不適切行為					
		個人情報の不当利用					
	職場の同僚に対する	ハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ、アカハラなど)					
		個人情報の不当利用					
		個人情報の不適切な取り扱い					
	事務処理等における	詐称(資格・履歴等)					
		虚偽(記録・報告・申請等)					
		偽造・捏造・改ざん					
		不正請求(業務経費等)					
		収賄					
	職場の公金・物品等	横領・窃取・詐取					
		紛失・盗難					
		物品損壊					
		故意又は重大な過失のあるとき					
		出火・爆発					
		故意又は重大な過失のあるとき					
		諸給与の違法支払・不適正受給					
		公金及び物品等の処理不適正					
	研究活動における	不正行為(捏造、改ざん、盗用など)					
		有害な研究活動 (オーサーシップの不正、利益相反の開示など)					
		倫理審査上の問題 (倫理審査を終ずに研究を実施など)					
		社会的に問題となる行為 (研究の過大宣伝など)					
		ハラスメント(パワハラ、セクハラ、アカハラなど)					
作業療法士の業務外における犯罪 不正行為	士会・協会活動における	不正請求(経費等)					
		個人情報の不適切な取り扱い					
		著作物の不正取得、不正使用					
		放火・殺人					
	その他の非行等	傷害					
		暴行・けんか・脅迫					
		わいせつ等行為					
		ハラスメント(パワハラ、セクハラなど)					
		ストーカー行為					
		器物損壊					
		著作物の盗用・剽窃					
		窃盗・詐欺・恐喝					
		賭博・ノミ行為					
		麻薬・覚醒剤等の所持又は使用					
		その他					
	交通事故	死亡又は重篤な傷害					
		措置義務違反等がある場合					
		傷害					
		措置義務違反等がある場合					
		物損					
		措置義務違反等がある場合					
		悪質な交通法規違反					
		飲酒運転で事故を起こした場合					
		飲酒運転					
		飲酒運転の容認等					
	SNSによるトラブル	事件・犯罪					
		誹謗中傷					
		SNSいじめ					
		ウイルス作成、サイトへのアップ					
		IDやパスワードの不正取得・保管等					
		脅迫行為					
		個人情報の不適切な投稿					
		権利者の許可なく複製し公開・掲載					
		利用が禁じられている画像などを公開					

見直す理由:

改定(1):「医療事務等における・・・」の項

- ・作業療法士が従事する範囲が、医療・介護・福祉等へと拡大しているため
- ・現行の会員処分量定一覧に有印私文書偽造等“偽造”に関する項目が見当たらないため
- ・電子カルテ等の導入により作業療法業務における不正請求の範囲等について再検討が必要となったため

新設(1): 研究、士・協会活動における犯罪及び不正行為

- ・研究活動に関する不正行為(倫理審査認定番号の転用や偽造、重複投稿、未事前説明や未承諾のままの掲載など)が数件提出されたため

新設(2): 士会や協会活動における不正行為(ハラスメント、資料作成時の無断使用等)が数件提出されたため